

## (介護予防) 訪問看護運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人仁成会（以下「事業者」という。）が運営するとやの訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）であって、主治医が指定訪問看護又は介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定訪問看護等を提供することを目的とする。

### (指定訪問看護等の運営の方針)

- 第2条 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前項のほか、「新潟市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第88号）」及び「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第92号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名 称 とやの訪問看護ステーション
- (2) 所在地 新潟市中央区鳥屋野450-3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。また、主治医の指示に基づき指定訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

(2) 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で、2.5以上

医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等を行う。（准看護師は訪問のみとする）

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要と認められる人数

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画（以下「訪問看護計画等」という。）によるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次の各号のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日（祝日を含む）までとし、年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月14日）を除く。
- 2 営業時間は、月～金曜日午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問看護等の内容等)

第6条 指定訪問看護等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 指定訪問看護等は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、訪問看護計画等に沿って実施するものとする。
- (2) 指定訪問看護等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

- (3) 指定訪問看護等の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- 2 指定訪問看護等の内容は、以下の各号に定めるものとする。
- (1) 病状、障害、全身状態の観察
  - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
  - (3) 褥瘡の予防・処置
  - (4) リハビリテーション
  - (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
  - (6) 療養生活への指導・助言等
  - (7) カテーテル等の交換・管理
  - (8) その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚労告第19号）」（以下「算定基準」という。）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告127号）」（以下「予防算定基準」という。）に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。
- 3 サービス提供日前日の17：30までにキャンセルの連絡がなかった場合は、全額を受領することとする。また、サービス提供記録に係わる費用については、実費相当分を徴収することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は新潟市中央区、新潟市西区（内野、赤塚エリアを除く）新潟市江南区とする。希望によっては、実施地域外にもサービス提供を行う。

(事業の提供に当たっての留意事項)

- 第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するも

のとする。

- 3 指定訪問看護等の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときには、これを提示するものとする。

(緊急時の対応等)

第10条 職員は、指定訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

- 2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録することとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第12条 事業者は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するも

のとする。

(秘密保持)

第13条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(職員の研修)

第14条 事業者は、職員の資質向上を図るため、全ての職員に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年2回以上実施

(記録の整備)

第15条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 主治医の指示書

(2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書

(3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書

(4) 提供した具体的サービス内容等の記録

(5) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(6) 苦情の内容等に関する記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(虐待防止の措置)

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、

その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### 附則

この運営規定は2021年1月1日から施行する。

この運営規定は2023年2月1日から一部変更する。

この運営規定は2023年6月1日から一部変更する。

この運営規定は2024年3月31日から一部変更する。